

講師料助成事業のご案内

この事業は、各団体において原則として会員を対象に開催する研修会やセミナーの講師料を助成するものです。

1. 対象となる団体

- ① とよた男女共同参画センター登録団体
(A 男女共同参画推進団体 B 公共的団体 C その他の団体)
- ② 各種女性団体懇談会加盟団体

2. 対象事業と補助限度額

①-A 男女共同参画 推進団体 ② 各種女性団 体懇談会加盟 団体	(1)男女共同参画社会の推進啓発事業 上限 25,000円まで (2)会員の資質向上のための事業 上限 10,000円まで (3)会員同士の交流を図る事業 上限 3,000円まで ※(1)の内容に限り、上限15,000円以下の申請金額を2回に分けて申請できます
①-B 公共的団体 ①-C その他の団体	(1)男女共同参画社会の推進啓発事業 上限 10,000円まで (2)会員の資質向上のための事業 上限 5,000円まで (3)会員同士の交流を図る事業 上限 3,000円まで

- ※ 助成金額は上記金額を上限として、豊田市の講師料の基準に基づいて決定します。
- ※ その事業に対し市から補助金が支給されている場合は支給対象外です。

3. 申請について

- ① 年度内1回のみ申請ができます。(5月から翌年2月までに実施するもの)
- ② 実施日の2週間前までにキラッ☆とよたへ実施計画書を提出してください。
※ 講師の振込先が法人や勤め先の場合は、
団体が作成した講師依頼書(依頼文)のコピーを添付してください。

4. 実施報告書について

事業実施後2週間以内にキラッ☆とよたへ実施報告書を提出してください
(開催内容のわかる写真を2枚添付してください)

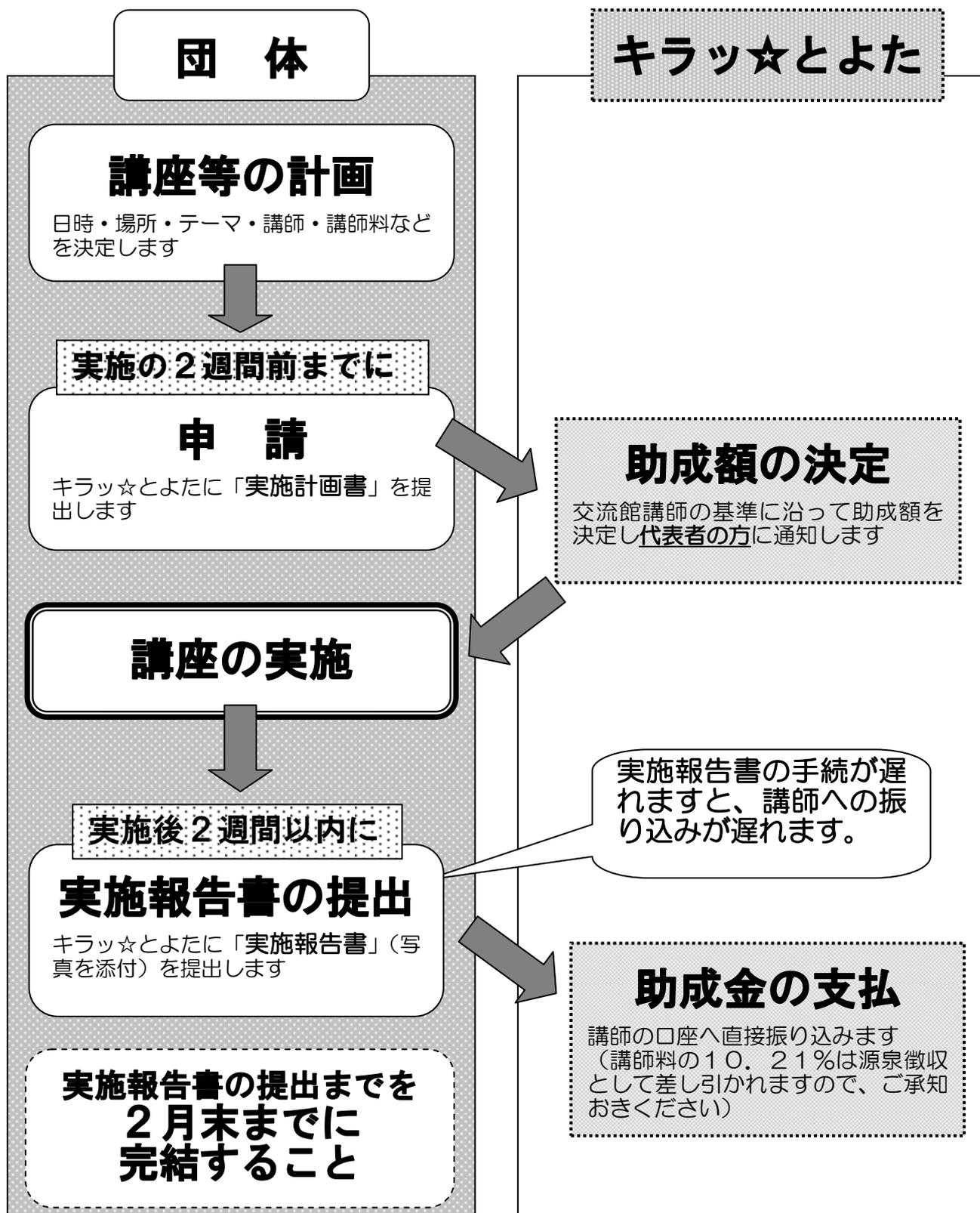
5. 講師料の支払について

実施報告書提出日以降、講師の銀行口座へ直接振り込みます。
※ 支払には約1か月程度かかります

6. その他

- ① 講師料の助成は、実施する団体の会員以外の講師の場合に限ります。
- ② 原則として、実施する団体の会員を対象とした事業(自己研鑽など)に限ります。
※男女共同参画社会の推進啓発事業の場合は除きます。

手続の流れは裏面をご覧ください。



【申請・問合せ先】

キラッ☆とよた (とよた男女共同参画センター)
豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階
電話 0565-31-7780